

京都市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「政令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第3条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、法第102条第2項の規定による認定の申請に係るマンションが同項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを耐震判定委員会（京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第2条第2項第1号に規定する耐震判定委員会をいう。以下同じ。）が証する書類の写し及び当該書類に関して当該耐震判定委員会に提出された書類の写しとする。

2 省令第49条第1項に規定する認定申請書には、同項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

3 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（以下「告示」という。）第2から第5までに規定する調査を行った場合 調査を行った者が告示第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類

(2) 法第102条第2項第2号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 次に掲げる書類

ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

イ 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における申請に係るマンションの位置及び当該マンションと他の建築物との別を明示した配置図

ウ 縮尺，方位，間取り並びに各室の用途及び面積を明示した各階平面図

エ 縮尺，開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料を明示した2面以上の立面図

オ 縮尺，床の高さ，各階の天井の高さ，軒及びひさしの出並びに申請に係るマンションの高さを明示した2面以上の断面図

カ 現地写真

(3) 法第102条第2項第3号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 前号アからエまで及びカに掲げる図書

(4) 法第102条第2項第4号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 第2号アからウまで，オ及びカに掲げる図書

(5) 法第102条第2項第5号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 第2号アからウまで，オ及びカに掲げる図書

4 前項の規定にかかわらず，市長は，同項各号に掲げる書類で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は，都市計画局長が定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)